

保安教育計画書 (ひな型)

火薬類販売業における火薬類の取扱いに関する保安を確保するため、火薬類取締法(以下「法」という。)第29条第1項により、火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。)第67条の5に定められた保安教育の基準に従って、当社の火薬類販売担当者及びその所有火薬庫従業員の保安教育計画を次のとおり定める。

第1章(総則)

- 1 本計画は、火薬類販売担当者に対して行う保安教育の内容、方法及び時期に関するものである。
- 2 取扱保安責任者又は代理者は火薬庫に係る保安教育の実施状況を監督する。(規則第70条の4)

第2章(目的及び方針)

従業者に火薬類の一般的知識及び営業品目について、十分な知識を備えさせるとともに、火薬類の保安上必要な技術基準・関係法規等を十分に理解せしめ、業務上の保安を確保することを目的とする。

第3章(保安教育を行う者)

保安教育計画主務者、取扱保安責任者、各業務担当者及び部外有識経験者。

第4章(保安教育の時期)

毎年2回、 月と 月に定期的に行うほか、必要に応じて適時行う。

第5章(保安教育の時期)

未熟練従業者については、当該火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を施すものとする。

第6章（保安教育の内容）

1 保安意識の高揚に関すること。

学識経験者による保安についての講話

危害予防週間、安全週間等の行事による保安意識の認識

火薬類災害の実例、原因、損害及び一般への影響等の解説、検討

2 火薬類一般の性質の概要に関すること。

火薬類の種類の大要（法による区分を含む。）

火薬類の製造法、性質及び性能の概要。

火薬類の安定度、試験方法の概要。

3 法第5条、規則第10条の規定による販売営業の許可を受けて販売する火薬類の性質、性能、構造及び使用方法に関する説明。

4 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

法及び規則について説明。

火薬類の貯蔵上の性質の変化及びその対策。

5 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

法及び規則について説明。

その所有火薬庫の実情、特殊性について。

6 危険時における応急措置及び避難の方法の全般に関すること。

7 盗難予防、その他火薬類の管理に関すること。

8 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

9 上記以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。

10 上記以外の火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

火薬類の積み卸しに際しての保安に関すること。

安定度試験、廃棄等その他の保安管理技術に関すること。

11 火薬類の運搬に関する総理府令及び火薬類運送規則中必要と考えられる事項。

火薬類の運搬に関する総理府令の中の必要事項の説明。

火薬類運送規則の中の必要事項の説明。

必要により、危険物船舶輸送及び貯蔵規則の中の必要事項の説明。

第7章（取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に対する保安教育）

1 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に対しては、前章までの規定によるほか、次に掲げる内容の保安教育を施すものとする。

？ 火薬類取締に関する法令に関すること。

火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときの応急措置に関すること。

帳簿の記載及び報告の内容に関すること。

法第36条（安定度試験）、第37条（不良火薬類の措置）及び第40条（喫煙等の制限）に関すること。

保安教育に関すること。

定期自主検査に関すること。

その他最新の火薬類取締に関する法令に関すること。

？ 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている火薬類の性質に関すること。

盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

火薬庫及び庫外貯蔵庫の構造、位置及び設備に関すること。

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときの応急措置に関すること。

帳簿の記載及び報告の内容に関すること。

安定度試験の実施、不良火薬類の措置及び喫煙等の制限に関すること。

保安教育に関すること。

定期自主検査に関すること。

その他火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

2 前項に規定する保安教育は、製造保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者に行わせる。

3 第1項に規定する保安教育の時期については、2年間に1回以上とする。

- 4 第1項に規定する保安教育の時間については、同項? について1回につき3時間以上
(ただし、2回目以降は、2時間以上)、同項? について1回につき3時間以上とする。